

平成20年度すこやか子育て支援事業の改正についてお知らせ

平成20年度における「すこやか子育て支援事業」の改正案が、3月の県議会において可決成立されたことに伴い、当市においても当該事業を実施していることから「仙北市すこやか子育て支援事業支給要綱」を下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

【仙北市すこやか子育て支援事業支給要綱】の改正概要

平成20年4月1日以前及び平成20年4月2日以降に出生した乳児の保護者に対して平成21年3月分まで、乳児1人当たり月額5千円の乳児養育支援金を支給することとし、平成20年3月分以前の支給月額については、従前のとおり1万円とするものであります。

秋田県「すこやか子育て支援事業実施要綱」	「仙北市すこやか子育て支援事業支給要綱」
【改正前】 乳児(0歳児)養育支援金 平成17年4月2日以降に出生の乳児の保護者に対し、乳児1人当たり1万円の乳児養育支援金を支給する。	【改正前】 乳児(0歳児)養育支援金 同 左 (県要綱と同じ)
【改正後】 乳児(0歳児)養育支援金 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年4月2日以降に出生した乳児の保護者に対する支援金は廃止。 ○ 平成20年4月1日以前に出生した乳児の保護者に対する支援金月額は、平成20年3月分まで1万円、4月分以降5千円とする。 	【改正後】 乳児(0歳児)養育支援金 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年4月2日以降に出生した乳児の保護者に対する支援金を5千円とする。 ○ 平成20年4月1日以前に出生した乳児の保護者に対する支援金月額は、平成20年3月分まで1万円、4月分以降5千円とする。 ○ 養育支援金の支給は、平成21年3月分をもって終了します。

※1歳児以上の幼児に対する保育料助成は、現行どおり継続します。

問い合わせ:仙北市福祉事務所 長寿子育て課 子育て支援係 TEL(43)2280

平成20年5月5日(月)～5月11日(日)までは児童福祉週間です

今年の標語

「つたわるよ めとめをあわせて はなしたら」

児童福祉週間

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的として、さまざまな啓発事業や行事を全国的に展開しています。昭和22年より毎年5月5日の「こどもの日」を中心に定められています。

**時代を担う子どもの健やかな育ちや、
家庭や地域社会の子育てについて考えるきっかけとしてください。**

仙北市では

福祉事務所に専門的な知識を持った相談員がいます。
 地域や家庭の子どもについて、心配なことや困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。
 なお、子育ての相談については各子育て支援センターもご利用ください。

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280